

○岡山市業務改善に関する規程

平成28年3月4日

市訓令甲第15号

改正 平成29年3月27日市訓令甲第27号

令和5年1月23日市訓令甲第1号

岡山市「育てよう！カイゼンの芽・ジッセンの木」実施規程(平成25年市訓令甲第14号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、本市における職員自ら取り組む業務改善を推進し、もって行政事務の効率化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

(業務改善)

第2条 この訓令において「業務改善」とは、市政各般の業務に関する具体的かつ実現可能な改善であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民サービスが向上する取組
- (2) 業務能率が向上する取組
- (3) 経費の節減又は収入の増加につながる取組
- (4) その他行政上有効な取組

(職員の責務)

第3条 職員は、所管する業務について、常に創意工夫を図り、業務改善に努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、職場内の業務改善を積極的に推進するために、職場環境の整備に努めなければならない。

(報告等)

第5条 職員又は職員によるグループは、業務改善を実践した案件についての報告(以下「業務改善実践報告」という。)又は業務改善を行うべき案件についての提案(以下「業務改善提案」という。)を行うことができる。

- 2 業務改善実践報告を行おうとする職員又は職員によるグループ(以下「改善実践者」という。)は、業務改善実践報告書(様式第1号)を行政改革推進室長へ提出するものとする。
- 3 業務改善提案を行おうとする職員又は職員によるグループ(以下「改善提案者」という。)は、業務改善提案書(様式第2号)を行政改革推進室長に提出するものとする。
- 4 業務改善実践報告及び業務改善提案は、第2項及び前項の規定によるほか、行政改革推進室長が指定する方法によっても行うことができる。
- 5 改善実践者又は改善提案者は、職名及び氏名(所属部署名を除く。)の非公開を希望することができる。

(行政改革推進室長の責務)

第6条 行政改革推進室長は、改善実践者又は改善提案者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 2 行政改革推進室長は、業務改善実践報告又は業務改善提案を受けたときは、その成果又は提案を評価し、全庁的に共有及び定着させるために必要な措置を講じるものとする。

(報告等の公表)

第7条 行政改革推進室長は、業務改善実践報告又は業務改善提案を公表することができる。

(市長への報告)

第8条 行政改革推進室長は、特に優秀と認められる業務改善実践報告又は業務改善提案があったときは、市長へ報告することができる。

(その他)

第9条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市訓令甲第27号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年市訓令甲第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

業務改善実践報告書

1 改善実践者	①職員 ②職員によるグループ
(1) 職員氏名(所属・職名)	
(2) グループ名	
代表者名(所属・職名)	
メンバー氏名(所属・職名)	
(3) 職名・氏名の公開について	①公開 ②非公開
2 連絡先(Eメール・内線)	
3 業務改善の対象	①市民サービスの向上 ②業務能率の向上 ③経費の節減 ④収入の増加 ⑤その他()
4 業務改善実践内容	
改善案件名	
(1) 取組の内容	
(2) 取組の効果	

様式第2号(第5条関係)

業務改善提案書

1 改善提案者		①職員 ②職員によるグループ
(1) 職員氏名(所属・職名)		
(2) グループ名		
代表者名(所属・職名)		
メンバー氏名(所属・職名)		
(3) 職名・氏名の公開について		①公開 ②非公開
2 連絡先(Eメール・内線)		
3 業務改善の対象		①市民サービスの向上 ②業務能率の向上 ③経費の節減 ④収入の増加 ⑤その他()
4 業務改善提案内容		
提案件名		
(1) 提案の内容		
(2) 期待される効果		